



栃木県公報

平成23年
2月25日(金)
第2252号

目 次

規 則

- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則の制定…………… 141
- 栃木県消防学校規則の一部改正…………… 141
- 栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部改正…………… 142

告 示

- 公印の作成…………… 142
- 障害者自立支援法による指定自立支援医療機関の指定…………… 142
- 土地改良区の土地改良事業計画変更に対する適当決定及び公告縦覧…………… 143
- 道路の区域の変更…………… 143
- 道路の供用開始…………… 144

公 告

- 患畜の届出…………… 144
- 土地改良区役員の退任…………… 145
- 開発行為の工事完了…………… 145

選挙管理委員会

- 不在者投票を行うことができる施設の指定…………… 145

調達等公告

- 入札公告…………… 145
- 同…………… 148

規 則

栃木県規則第三号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例の施行期日を定める規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例の一部を改正する条例（平成二十二年栃木県条例第四十六号）の施行期日は、平成二十三年二月二十六日とする。

（教育委員会事務局スポーツ振興課）

栃木県規則第四号

栃木県消防学校規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県消防学校規則の一部を改正する規則

栃木県消防学校規則（昭和四十七年栃木県規則第二十号）の一部を次のように改正する。
第四条中「百十三人」を「百十八人」に改める。

附 則

この規則は、平成二十三年四月一日から施行する。

(消防防災課)

栃木県規則第五号

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則を次のように定める。

平成二十三年二月二十五日

栃木県知事 福田 富一

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の一部を改正する規則

栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則（平成五年栃木県規則第十三号）の一部を次のように改正する。

別記様式第一号（その三）及び別記様式第二号（その三）中

C 大会議室		D 小会議室		を		
E 得点掲示板（メイングラウンド）	F メイングラウンド照明（1／4灯）	G メイングラウンド照明（1／3灯）	H メイングラウンド照明（1／2灯）			
I メイングラウンド照明（全灯）	J サブグラウンド照明（全灯）					
C 大会議室	D 小会議室	E 会議室1	F 会議室2	G 会議室3	に改める。	
H 会議室4	I 会議室5	J 会議室6	K 会議室7			
L 得点掲示板（メイングラウンド）	M メイングラウンド照明（1／4灯）	N メイングラウンド照明（1／3灯）	O メイングラウンド照明（1／2灯）			
P メイングラウンド照明（全灯）	Q サブグラウンド照明（全灯）					

附 則

- この規則は、平成二十三年二月二十六日から施行する。
- この規則の施行前に改正前の栃木県体育施設設置、管理及び使用料条例施行規則の規定により調製された諸用紙は、この規則の施行の際現に残存するもの限り、当分の間、所要の補正をして使用することができる。

(教育委員会事務局スポーツ振興課)

告 示

栃木県告示第64号

次の公印を作成したので、栃木県公印規程（昭和49年栃木県訓令第15号）第12条の規定により告示する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福田 富一

名 称	印 影	寸 法 (ミリメートル)	書 体	用 途	使用開始 期 日	公印管理者
栃木県立宇都宮工業 高等学校出納員之印		方18	てん書	公所出納員用	平成23年 3月1日	栃木県立宇都宮 工業高等学校長

(文書学事課)

栃木県告示第65号

障害者自立支援法（平成17年法律第123号）第54条第2項に規定する指定自立支援医療機関を指定したの

で、同法第69条の規定により次のとおり公示する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

名 称	所 在 地	開 設 者 名	指 定 年 月 日	自 立 支 援 医 療 の 種 類
中谷医院	足利市通2-2646-1	中谷医院 中谷 研一	平成23年 1月11日	精神通院医療
カワチ薬局 足利北店	足利市新山町2233-1	株式会社カワチ薬品 代表取締役 河内 伸二	平成23年 2月1日	精神通院医療
ウエルシア薬局 宇都宮平松本町店	宇都宮市平松本町35-1	ウエルシア関東株式会社 代表取締役 池野 隆光	平成23年 2月1日	精神通院医療

(障害福祉課)

栃木県告示第66号

次の土地改良区から申請のあった土地改良事業計画の変更に関し、土地改良法（昭和24年法律第195号）第48条第9項において準用する同法第8条第1項の規定により審査を行った結果適当と決定したので、同条第6項の規定により公告する。

なお、同法第48条第9項において準用する同法第8条第6項の規定により、変更後の土地改良事業計画書の写しを所轄農業振興事務所において縦覧に供する。

この公告に係る決定に対して異議がある者は、同法第48条第9項において準用する同法第9条第1項の規定により、所轄農業振興事務所を経由して、栃木県知事に申し出ることができる。

平成23年2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	事 業 名	縦 覧 期 間	異 議 申 出 期 限	所 轄 農 業 振 興 事 務 所
姿川土地改良区	姿川地区土地改良 (維持管理) 事業	平成23年2月28日から 同年3月28日まで	平成23年4月12日	河内農業振興事務所

(農地整備課)

栃木県告示第67号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第1項の規定に基づき、道路の区域を次のように変更する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年2月25日から同年3月28日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

I

道路の種類 県道

路 線 名 主要地方道 那須黒羽茂木線

道路の区域

整理 番号	変更前 後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
27	前	那須郡那珂川町和見字鬼満国989-3 から 那須郡那珂川町和見字鷹居欠3125-1 まで	7.0 ~ 21.0	769.0	
	後	那須郡那珂川町和見字鬼満国989-3 から 那須郡那珂川町和見字鷹居欠3125-1 まで	12.0 ~ 35.0	769.0	

II

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 矢板那須線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
29	前	矢板市境林319-7 から 矢板市木幡986-1 まで	13.0 ~ 28.8	1042.6	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	後A	矢板市境林319-7 から 矢板市木幡986-1 まで	13.0 ~ 28.8	1042.6	
	後B	矢板市境林319-7 から 矢板市木幡1634-1 まで	18.6 ~ 30.9	925.0	

III

道路の種類 県道

路線名 主要地方道 那須西郷線

道路の区域

整理番号	変更前後の別	区 間	敷地の幅員 (メートル)	延 長 (メートル)	備 考
203	前A	那須郡那須町大字高久丙1796-39から 那須郡那須町大字高久丙1802-1 まで	11.7 ~ 15.1	93.0	A及びBは、 関係図面で表 示する敷地の 区分をいう。
	前B	那須郡那須町大字高久丙1796-39から 那須郡那須町大字高久丙1802-1 まで	9.3 ~ 15.4	100.0	
	後	那須郡那須町大字高久丙1796-39から 那須郡那須町大字高久丙1802-1 まで	11.7 ~ 15.1	93.0	

栃木県告示第68号

道路法（昭和27年法律第180号）第18条第2項の規定に基づき、次の道路の供用を開始する。

その関係図面は、栃木県県土整備部道路保全課において、平成23年2月25日から同年3月28日まで一般の縦覧に供する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福田 富一

整理番号	路線名	供用開始の区間	供用開始の期日
3	主要地方道 宇都宮亀和田栃木線	下都賀郡壬生町大字中泉字西原456-1 から 下都賀郡壬生町大字中泉字西原454-3 まで	平成23年2月25日
155	一般県道 羽生田鶴田線	下都賀郡壬生町大字中泉1236から 下都賀郡壬生町大字羽生田1289-1 まで	平成23年2月25日

(道路保全課)

公 告

○患畜の届出

家畜伝染病予防法（昭和26年法律第166号）第13条第1項の規定により、家畜が患畜となったことを発見した旨の届出があったので、同条第4項の規定により次のとおり公示する。

平成23年2月25日

家畜伝染病の種類	家畜の種類	患畜又は疑似患畜の区分	頭羽群数	発生の場所又は区域	発 生 年 月 日	経過及び転帰
ヨーネ病	牛	患畜	2頭	大田原市	平成23年2月11日	法令殺

(畜産振興課)

○土地改良区役員の退任

土地改良法（昭和24年法律第195号）第18条第16項の規定により、次のとおり土地改良区の役員について退任の届出があったので、同条第17項の規定により公告する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

土地改良区名	役職名	退任役員氏名	就任役員氏名	住 所	退任年月日	就任年月日
大田原市土地改良区	理事	小泉 恒雄		大田原市羽田687	23.2.5	

(農地整備課)

○開発行為の工事完了

都市計画法（昭和43年法律第100号）第36条第2項の規定により、開発行為に関する工事の完了に係る検査済証を交付したので、同条第3項の規定により公告する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福 田 富 一

開 発 区 域 (工区に含まれる地域の名称)	開 発 許 可 を 受 け た 者	
	住 所	氏 名
那須塩原市井口字西原538番1、539番1、539番3、539番4、539番9、539番10、540番、540番2、542番1、542番2	東京都港区南青山1丁目24番1号 アミティ乃木坂	日本医療サービス株式会社

(都市計画課)

選挙管理委員会

栃木県選挙管理委員会告示第16号

公職選挙法施行令（昭和25年政令第89号）第55条第2項及び第4項第2号の規定による不在者投票を行うことができる施設として次のとおり指定したので告示する。

平成23年2月25日

栃木県選挙管理委員会委員長 岩 崎 修

施 設 の 名 称	所 在 地
有限会社イイジマ 有料老人ホーム あたごの里	小山市城東4-15-5
社会福祉法人百寿会 第2ジョイナス長岡	宇都宮市長岡町158-1

調 達 等 公 告

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月25日

栃木県知事 福田 富一

I

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県立病院の一般廃棄物収集運搬及び処分業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 各県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、資源回収の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成23年3月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律（昭和45年法律第137号）に基づき、宇都宮市の一般廃棄物の収集運搬に関する許可等を受けていること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市埜田1丁目1番20号
栃木県保健福祉部医事厚生課病院経営管理室
電話 028-623-3158
なお、契約書は各県立病院毎に締結する。

- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成23年3月17日 午前10時
栃木県庁本館8階会議室3

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成23年2月25日から同年3月16日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で単価で入札する。

ウ 入札書の記載方法等

落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

- (1) 入札保証金 免除
- (2) 入札の無効

入札当日指定された場所、時間に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(2)の入札の日時まで、2の(4)に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

イ 入札の変更等 平成23年度一般会計予算及び平成23年度病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

II

1 入札に付する事項

- (1) 委託業務件名 栃木県立病院の感染性廃棄物収集運搬及び処分業務
- (2) 委託業務内容 入札説明書による。
- (3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで
- (4) 履行場所 各県立病院

2 入札に参加する者に必要な資格

- (1) 地方自治法施行令(昭和22年政令第16号)第167条の4に規定する者に該当しない者であること。
- (2) 競争入札参加者資格等(平成8年栃木県告示第105号)に基づき、資源回収の入札参加資格を有するものと決定された者であること。
- (3) 平成23年3月17日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領(平成22年3月12日付け会計第129号)に基づく指名停止期間中でない者であること。
- (4) 廃棄物の処理及び清掃に関する法律(昭和45年法律第137号)に基づく感染性産業廃棄物の収集運搬に関する許可を受けていること。
- (5) 処分施設については、廃棄物の処理及び清掃に関する法律に基づく感染性産業廃棄物の処分施設の設置許可及び処分業に関する許可を受けていること。

ただし、収集運搬業者が処分施設を有していない場合については、取引先の処分施設が当該許可を受けており、(1)から(3)までの資格を有していること。

3 入札の手続等

- (1) 契約に関する事務を担当する課の名称等及び契約内容の縦覧場所
〒320-8501 栃木県宇都宮市塙田1丁目1番20号
栃木県保健福祉部医事厚生課病院経営管理室
電話 028-623-3158
なお、契約は各県立病院毎に締結する。
- (2) 入札及び開札の日時及び場所
平成23年3月17日 午前11時
栃木県庁本館8階会議室3
- (3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成23年2月25日から同年3月16日までの日(土曜日及び日曜日を除く。)の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で単価で入札する。

ウ 入札書の記載方法等

- ① 落札決定にあたっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額(当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。)をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。
- ② 落札を決定したときに落札者が処分業の許可を持っていない場合は、入札書に記載された単価により落札者及び処分業者とそれぞれ契約を締結するので、入札書には収集運搬単価と処分単価の内訳を記入すること。

エ 現地説明会の日時及び場所

平成23年3月16日 午前9時 岡本台病院、午前10時 とちぎリハビリテーションセンター、午前11時 がんセンター

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効

入札当日指定された場所、時間に到着しない場合、2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は無効とする。

(3) 落札者の決定方法

栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札者に要求される事項 この入札に参加を希望する者は、3の(2)の入札の日時までに、2の(4)及び(5)（処分業の許可を持っていない者は、処分業者から処理を引き受けることを確約した書面を含む。）に該当する者であることを証する書面を提出しなければならない。

イ 入札の変更等 平成23年度一般会計予算及び平成23年度病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

ウ その他 詳細は、入札説明書による。

(医事厚生課)

○入札公告

次のとおり一般競争入札に付する。

平成23年2月25日

とちぎリハビリテーションセンター所長 川 田 英 樹

1 入札に付する事項

(1) 委託業務件名 とちぎリハビリテーションセンター給食業務委託 一式

(2) 委託業務内容 入札説明書による。

(3) 履行期間 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(4) 履行場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎリハビリテーションセンター

2 入札に参加する者に必要な資格

(1) 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4に規定する者に該当しない者であること。

(2) 競争入札参加者資格等（平成8年栃木県告示第105号）に基づき、その他のサービスの入札参加資格を有するものと決定された者であること。

(3) 平成23年3月24日において、栃木県競争入札参加資格者指名停止等措置要領（平成22年3月12日付け会計第129号）に基づく指名停止期間中でない者であること。

(4) 医療法施行規則（昭和23年厚生省令第50号）第9条の10の基準を満たしていることを証明した者であること。

3 入札の手続等

(1) 契約に関する事務を担当する公所等の名称等及び契約内容の縦覧場所

〒320-8503 栃木県宇都宮市駒生町3337-1

とちぎリハビリテーションセンター 財務課

電話 028-623-6112

(2) 入札及び開札の日時及び場所

平成23年3月24日午前11時20分 とちぎリハビリテーションセンター3F大会議室

(3) その他

ア 入札説明書の交付期間及び交付場所

平成23年2月25日から同年3月18日までの日（土曜日及び日曜日を除く。）の午前9時から正午まで及び午後1時から午後4時まで(1)の場所において交付する。

イ 入札方法 1の(1)の件名で総価で入札に付する。

ウ 入札書の記載方法等 落札決定に当たっては、入札書に記載された金額に当該金額の100分の5に相当する額を加算した金額（当該金額に1円未満の端数がある場合には、その端数金額を切り捨てるものとする。）をもって落札価格とするので、入札者は、消費税及び地方消費税に係る課税事業者であるか免税事業者であるかを問わず、契約を希望する見積金額の105分の100に相当する金額を入札書に記載すること。

4 その他

(1) 入札保証金 免除

(2) 入札の無効 2の入札参加資格のない者の提出した入札書、入札者に求められる義務を履行しなかった者の提出した入札書及び栃木県財務規則（平成7年栃木県規則第12号）第156条第3号から第7号までに掲げる入札に係る入札書は、無効とする。

(3) 落札者の決定方法 栃木県財務規則第154条の規定に基づいて設定された予定価格の制限の範囲内で最低価格をもって有効な入札を行った者を落札者とする。

(4) その他

ア 入札の変更等 平成23年度栃木県一般会計予算及び平成23年度栃木県病院事業会計予算が原案どおり成立しなかった場合には、この入札の変更等を行うことがある。

イ その他 入札説明書等による。

(障害福祉課)